

『おびひろ救命アシスト事業』

取り組みの概要

自動体外式除細動器（AED）があって、応急手当（AEDを用いた心肺蘇生など）を身につけた従業員が複数名いる施設の入り口に当該事業の協力証（ステッカー）を掲示してもらうことで、近くで人が倒れた時でも市民がAEDを用いた応急手当を行える、救急隊と連携・協力して尊い命を救うことができる安全・安心の街づくりを目指します。

協働の
きっかけ

反応や普段通りの呼吸がない人を救命するには、その場に居合わせた人による迅速な応急手当と、AEDを用いた応急手当を実施できる環境が重要です。当該事業の協力証を掲示することはこの2つを提供できる施設であること、安心・安全な施設であることを市民にアピールすることができます。

救急課

- 1 救命率の向上
- 2 応急手当に対する市民意識を向上させ、バイスタンダーの養成拡大を推進させる。

応急手当に関する相談受付、講習再受講の案内、特異事例や救命事例などの情報提供、事業の進捗状況の情報交換等、救急救命協力施設をサポート。



不特定多数の人が出入りする施設

AEDがあり、応急処置ができる従業員がいるということを示すことができ、安心・安全な施設であることをお客様に伝えることができる。

従業員や通りがかりの市民等に対して、AEDを活用した応急手当を速やかに行うことができる環境を提供する。

強み

役割

協働の
成果

令和2年3月31日現在の救急救命協力施設は371件となりました。これまでの取り組みで施設のAEDが使用され、市民が協働で応急手当を行ったことにより、令和元年は1名の方が救命されています。

< 交付要件 >

1. AEDを設置していること。
2. 普通救命講習受講済みの勤務者が複数いること。
3. 営業、または公開時間中に、勤務者や通りがかりの市民等、だれもが設置されているAEDを活用した応急手当が速やかに行える環境にあること。

< 救急救命協力施設証の交付事業 >

おびひろ救命アシスト事業に参加される事業（施設）所には、出入り口などに表示する「救急救命協力施設」を証するステッカーを交付いたします。

